

平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社東日本銀行
代 表 者 名 取締役頭取 鏡味 徳房
(コード番号 8536 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経営企画部長 本田 修
(TEL . 03 - 3273 - 4073)

臨時株主総会決議のお知らせ

当行は、平成 22 年 12 月 27 日付「自己株式（第一回優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、本日開催の臨時株主総会において、会社法第 156 条第 1 項及び会社法第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己株式（第一回優先株式）を株式会社整理回収機構から取得することについて、同社に対して通知を行うことを特別決議をもって承認されましたのでお知らせいたします。

なお、取得する本優先株式に関しましては、取得後直ちに消却を行う予定です。

記

1 . 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	第一回優先株式
(2)取得する株式の総数	10,000,000 株
(3)株式の取得対価の内容	金銭
(4)株式の取得価額の総額	20,000,000,000 円に経過優先配当金相当額を加えた額
(5)株式を取得できる期間	本臨時株主総会終結の時から平成 23 年 3 月 30 日まで

(注 1) 第一回優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を取得するのと引き換え交付する金銭の額は、現時点では、本優先株式 1 株につき、本優先株式の払込金額相当額 2,000 円に本優先株式に係る経過優先配当金相当額（平成 22 年 10 月 1 日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数に優先配当金 22 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切り上げる。)) を加えた額とする方向で検討しておりますが、最終的には関係当局の承認を得ることが条件となります。

(注 2) 上記の内容については、関係当局の承認が得られることを条件といたします。

2 . 自己株式の取得を行う理由

当行は、平成 13 年の株式会社新潟中央銀行の営業の一部譲り受けに当たり、同年 3 月 31 日、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、株式会社整理回収機構を引受先として本優先株式 200 億円を発行いたしました。

以来当行は、公的資金による資本基盤の強化のもと、地域金融機関としての責務を果たしていくために当該資本をお取引先に対する円滑な資金供給等に活用し、併せて、「経営の健全化のための計画」に沿って経営基盤の強化に努め、経営の健全化を図ることができましたので、臨時株主総会の決議に基づいて公的資金の完済に向けた手続きを開始いたします。

以上